

第二十八回国 参議院建設委員会會議録第十一号

昭和三十三年三月十一日(火曜日)午後一時二十九分開会

委員の異動

本日委員松野鶴平君辭任につき、その補欠として斎藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君

理事

石井 桂君

稲浦 鹿藏君

西田 信一君

田中 一君

委員

岩沢 忠恭君

小山邦太郎君

斎藤 昇君

中野 文門君

武藤 常介君

安井 謙君

内村 清次君

小酒井義男君

坂本 昭君

重盛 壽治君

村上 義一君

森田 義衛君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

建設省道路局長 富樫 凱一君

建設省住宅局長 植田 俊雄君

○本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件

○道路整備緊急措置法案(内閣送付、予備審査)
○道路法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(竹下豊次君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

まずお諮りいたしますが、地すべり等防止法案及び地すべり等による災害の防止等に関する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 異議なしと認めます。

つきましては、参考人の人選、日時及びその他の手続については、委員長及び理事に御一任をお願いいたします。御異議ございませんか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(竹下豊次君) 次に道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案、及び日本道路公団法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

右の三法案につきましては、先日の委員会において、建設大臣から提案理由の説明を聴取いたしましたので、本

日は道路局長から、三法案の内容について説明を聴取することにしたします。

○政府委員(富樫凱一君) 道路整備緊急措置法案につきましては、条文の説明を簡単に申し上げます。

この法律案は、現行の道路整備費の財源等に関する臨時措置法を廃止し、新たに道路整備五カ年計画の決定、道路整備費の財源等に関する規定したものであります。本則五カ条及び付則六項からなっております。

まず第一条におきましては、この法律の目的を規定いたしました。すなわちこの法律は、道路法による道路を緊急に整備することにより、自動車交通の安全の保持とその効率の増進をはかり、もって経済基盤の強化に寄与することを目的としたものであります。

第二条は、道路整備五カ年計画について規定したものであります。

まず第一項におきまして、建設大臣は、昭和三十三年以降五カ年間に於ける高速自動車国道、一級国道及び二級国道並びに政令で定める都道府県道、その他の道路の整備に関する計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならないものと、第二項におきまして、道路整備五カ年計画には、五カ年間で進めようとする道路の整備の目標、及び五カ年間に進めようとする道路の整備事業の量を定めなければならないものといたしました。

第三項におきましては、建設大臣は、道路整備五カ年計画の案を作成し

ようとするときは、高速自動車国道にかかわる部分については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならないものと、第四項においては、建設大臣は、道路整備五カ年計画について、閣議の決定があつたときは、これを都道府県知事に通知しなければならないものといたしました。

第五項におきましては、道路整備五カ年計画を変更する場合には、前三項の規定を準用する旨を規定いたしました。

第三条は、道路整備費の財源に関する規定であります。

第一項におきましては、政府は、昭和三十三年以降五カ年間は毎年度、次に掲げる額の合計額に相当する金額を、道路整備五カ年計画の実施に要する国が支弁する経費の財源に、充てなければならないものといたしました。

すなわち当該年度の揮発油税の収入額の予算額、及び当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足する額、並びに当該年度の前々年度に、現金または地方債、証券の償還金をもって納付された、昭和三十一年度から三十二年度までの事業にかかわる直轄国道分担金の額は、道路整備費の財源に充てなければならないものといたしました。

なお当該年度の前々年度の揮発油の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の決算額をこえる場合におきましては、そのこえる額は、道路整備費の財

源に充てられる額から控除することとしたしております。

第二項におきましては、政府は、前項に定めるもののほか、道路整備五カ年計画を実施するために、財政の許す範囲において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとしております。

第四条は、地方公共団体の負担金の額の特例に関する規定であります。道路整備五カ年計画に基いて、国の直轄で行う道路整備事業につきましては、地方負担相当額を、借入金によつてまかなうことができるよう措置することとしたので、これに伴い道路整備五カ年計画に基き、国が直轄で行う道路の整備に要する費用について、地方公共団体が負担すべき負担金の額は、道路及び道路の修繕に関する法律の規定にかかわらず、本来の負担金の額に政令で定める利息があるときは、その利息の額を合算した額とすることとした。

第五条は、国の負担金の割合の特例等に関する規定であります。昭和三十三年度における地方公共団体に對する道路の改築または修繕に関する国の負担金の割合または補助金の率につきま

しては、現行法と同様政令で特別の定めをすることができるとし、昭和三十三年度以降における国の負担金の割合または補助金の率につきましては、別に法律で定めるところによることとした。

次に付則であります。第一項にお

きまして、この法律は、昭和三十三年四月一日から施行することとし、第二項におきまして、現行の道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、これを廃止することとしたしております。

次に付則第三項におきまして、昭和三十三年度における道路整備費の財源につきまして、経過規定を設けております。すなわち昭和三十三年度におきましては、本則第三条第一項の道路整備費の財源に充てるべき額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額のほか、旧法第三条第二項に規定する揮発油税の決算差額等とすることとしたしました。

付則第四項及び第五項は、現行法の廃止に伴う技術的改正でありまして、奄美群島復興特別措置法及び日本道路公団法の一部について、所要の改正を行なっております。

最後に付則六項であります。積寒関係事業は、道路整備五カ年計画の一環とすることを予定いたしておりますので、道路整備五カ年計画を積寒五カ年計画との調整をはかるために、昭和三十三年度を初年度とする積寒五カ年計画は、六カ年計画に変更することとし、これに伴う所要の改正規定を設けることとしたしました。

以上道路整備緊急措置法案につきまして、逐条説明を申し上げた次第であります。

次に道路法の一部を改正する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

この法律案は、一級国道の管理に關する現行法の規定を改正し、一級国道の新設または改築は、原則として建設大臣が行うこととするともに、一級

国道のうちその管理保全の強化をはかる必要がある区間については、建設大臣がみずからその維持、管理を行うことによつて、重要幹線たる一級国道の管理体制を強化する措置を講ずることを、そのおもな内容としたしております。

第十二条の改正は、現行法第十二条におきましては、一級国道の新設または改築は、工事が高度の技術を要する場合、その他一定の場合には建設大臣が行い、その他の場合には都道府県知事が行うこととなつており、建設大臣と都道府県知事は並列的な関係に立つてゐるのであります。これを改正いたしまして、一級国道の新設または改築は建設大臣が行うことを原則とし、工事の規模が小である場合、その他政令で定める特別の事情により、都道府県知事がその工事を施行することとが適當であると認められる場合には、例外的に都道府県知事がこれを行うこととしたこととあります。

第十二条の二は、一級国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理に關する規定として、新たに加えたものであります。現行法第十四条におきましては、一級国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、都道府県知事が行うこととなつておりますが、この改正規定におきましては、一級国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については建設大臣が行い、その他の分については都道府県知事が行うこととしたしております。

なお指定区間内の一級国道につきましても、その管理事務のうちには、都道府県知事に行わせることを適當とす

るものもありますので、第二項においてその一部を都道府県知事に行わせることができるよう措置いたしております。

次に一級国道の災害復旧につきましては、第三項において、工事が高度の技術を要する場合、その他一定の場合には、建設大臣が指定区間外の一級国道につきましても、直轄で災害復旧工事を行うことができるよう措置いたしております。第四項から第六項までの規定は、都道府県知事が一級国道の修繕または災害復旧工事を行う場合に、その工事が都道府県知事の境界にかかわるときは、工事の設計等について協議しなければならぬ旨を規定したものであります。

第十四条及び第十七条の改正は、一級国道の維持修繕その他の管理について、第十二条の二の規定を設けたことに伴う条文整理であります。

第十八条はまず第一項において、道路管理者の定義がなされておいて、一級国道にあつては都道府県知事が道路管理者となつておりますが、これを改正して指定区間内の一級国道にあつては建設大臣、その他の一級国道にあつては都道府県知事を道路管理者とすることとしたしました。次に道路の区域の決定等を行う場合の図面の縦覧は、現行規定においては都道府県または市町村の事務所で行うこととなつておりますが、一級国道の指定区間につきましては、建設省地方建設局または北海道開発局の事務所においてこれを行うこととしたしました。

第十九条は境界地の道路の管理に關する規定であります。建設大臣が指定区間内の一級国道の管理を行う場合

には、本条の規定を適用する実益がないので、これを改正して関係道路管理者のうちから、建設大臣である道路管理者を除くこととしたしました。

第二十條は兼用工作物の管理に關する規定であります。このたびの改正により指定区間内の一級国道については、建設大臣が道路管理者となりまして、兼用工作物の管理方法について、他の工作物の管理者と協議が成立しない場合においては、建設大臣が他の工作物に關する主務大臣とあらためて協議することとし、これに關連する規定の整備をはかりました。

第二十四條の改正は、指定区間内の一級国道を建設大臣が管理することに伴う技術的改正であります。

第二十七條は、建設大臣が工事を行う場合等における道路管理者の権限代行に關する規定であります。第十二條の規定により建設大臣が指定区間外の一級国道の新設または改築を行う場合、及び第十二條の二第三項の規定により建設大臣が指定区間外の一級国道の災害復旧工事を行う場合には、本来の道路管理者である都道府県知事に代つて道路管理者の権限を行うこととしたしました。

第三十條及び第三十一條の改正は用語の統一と条文の形式を整備したものであります。現行の規定に実質的な変更を加えたものではありません。

第三十九條は道路の占用料の徴収に關する規定であります。これを改正して指定区間内の一級国道について、国が道路の占用料を徴収することとしたしております。

第四十四條は沿道区域に關する規定であります。第一項においては沿道区域の指定基準を条例で定めるとなつてゐるのを改正して、指定区間内の一級国道における沿道区域の指定基準は、政令で定めるといたしました。

第四十六條は道路の通行の禁止または制限に關する規定であります。これに新たに第三項として、水底トンネルにおける危険物の運搬を規制する規定を加へることとしたしました。関門トンネル等の水底トンネルにおきましては、その構造が特殊であるため、爆発物等の運搬により異常な事故が惹起されることが想定されますので、現行の第四十六條を改正して、道路管理者は、水底トンネルにおいて、爆発性または易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行については、必要な制限をすることができるよう措置いたしたものであります。

第四十九條は、道路の管理に關する費用負担の原則について規定したものであります。指定区間内の一級国道については、建設大臣を道路管理者といたしましたので、費用負担原則につきましても、所要の改正を加へることとしたしました。

第五十條は、一級国道の管理に要する費用についての規定であります。これを改正して、新設または改築に關する規定と維持、修繕その他の管理に關する規定とを分けて取扱ふこととしたしました。すなわち、第一項として新設または改築に要する費用について規定し、国と地方公共団体との負担割合を現行通りとしたしました。次に第二項におきましては、維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の一級国道については、国と

地方公共団体とがそれぞれその二分の一を負担するものとし、その他の一級国道については、現行通り都道府県の負担とすることとした。また、第十二条の二の規定により、建設大臣が指定区間内の一級国道の管理の一部を、都道府県知事または指定市の長に行わせた場合のその管理に要する費用は、都道府県または指定市が負担することとした。なお、指定区間内の一級国道の維持その他の管理に要する費用につきましては、付則第二条において、昭和三十三年の経過措置として、国の負担割合を三分の一としたしております。

第五十一条及び第五十三条の改正は、以上の改正に伴う技術的改正であります。

第五十五条の改正は、第二十条の兼用工作物の管理に関する規定を整備したことに伴う条文的整理であります。

第五十六条は、道路に関する費用の補助について規定したものであります。指定区間内の一級国道の修繕に要する費用は、国がその一部を負担することとしたので、これに要する費用を補助の対象から除くこととしたしました。

第六十一条は受益者負担金に関する規定であります。その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、条例で定めることとされており、これを改正いたしました。指定区間内の一級国道につきましては、これを政令で定めることとしたしました。

第六十四条は、占用料、負担金等の収入の帰属に関する規定であります。占用料につきましては、第十二条

の二第二項の規定により、都道府県知事または指定市の長に占用事務を委任することが考えられますので、その収入は、一定の区分に従って国と都道府県または指定市に、それぞれ帰属することとしたしました。

第七十一条第四項は、道路監理員に関する規定であります。指定区間内の一級国道につきましては、建設大臣がその職員のうちから道路監理員を命ずることとなりますので、現行規定において吏員とあるのは職員に改めることとしたしました。

第七十三条は、負担金等の強制徴収の手續を行うこととしたしました。なお、これに伴い手数料及び延滞金の徴収、並びに負担金等の先取特権の順位についても、所要の改正を行うこととしたしました。

第七十四条の改正規定は、指定区間内の一級国道を建設大臣が管理することとなつたことに伴う技術的改正であります。

第七十五条は道路管理者に対する監督について規定したものであります。指定区間内の一級国道の道路管理者は建設大臣となりましたので、建設大臣の監督権限のうちから、指定区間内の一級国道に関するものを除くこととしたしました。

第八十五条から第九十七条までの改正規定は、一級国道の管理方法の改正に伴う技術的改正と規定の整備をはかつたものであります。

第一百一条は罰則規定であります。第四十六条の改正により、水底トンネルにおいて燃発物を積載する車両の

通行の禁止または制限をすることができることとしたしたので、新たに一号を加えて、違反者に対する罰則を定め、制度の実効性を担保することとしたしました。

第六十六条の改正は、第十二条の二第二項の規定により、建設大臣に代つてその権限を行う都道府県知事または指定市の長は、罰則規定の適用については建設大臣とみなすこととしたものであります。

次に付則であります。付則第一条におきまして、この法律の施行期日を定め、付則第二条におきまして、昭和三十三年における費用負担の特例について規定を設けております。

付則第三条は、建設省設置法の一部改正であります。一級国道の管理方法の変更に伴い、地方建設局が一級国道の維持管理の任に当ることとなりますので、地方建設局の所掌事務について所要の改正を加えたものであります。

付則第四条は、道路の修繕に関する法律の一部改正であります。一級国道の直轄修繕に関する第二条の規定に改正を加え、建設大臣は、指定区間外の一級国道について直轄修繕をすることができるよう措置いたしました。

付則第五条から第十条までの規定は、道路法の一部改正に伴い関係諸法律の一部につきまして技術的改正を加えたものであります。

以上、道路法の一部を改正する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

次に、日本道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

この法律案は、日本道路公団が、国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れるのに、必要な措置を講ずるための規定を整備しようとするものであります。

まず第二十八条の規定の改正について御説明申し上げます。

現行法におきましては、政府は、日本道路公団の発行する道路債券について、保証することができると規定してあります。

また、日本道路公団が、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基き、外貨で支払わなければならない債務についても、政府が保証することができると規定してあります。

なお、日本道路公団が、借り入れ契約に基き、国際復興開発銀行に債券を交付する必要がある場合には、あらかじめ、その債券については、本項の規定により政府が保証することができると規定が重複しないように第一項について所要の改正をいたしております。

次に、付則であります。付則第一項は、この法律が公布の日から施行される旨の規定であります。

付則第二項は、国際復興開発銀行からの外資の受け入れについて、日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利率に対する所得税の免除に関する法律の一部を改正する規定であります。

従来同法によりまして、日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団及び農地開発機械公団が、国際復興開発銀行からの外資の借り入れ契約に基き発行する債券につき、所得税法の施行地に住所を有しな

い個人、または同法の施行地に本店を有しない法人等が、支払いを受ける利子については、所得税が免除されることになっておりますが、これと同様に、日本道路公団が、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基き、発行する債券につきまして、その利子に対する所得税を免除する措置をとることとしたしております。

以上、本法律案の内容を御説明申し上げます。

○委員長(竹下豊次君) それでは道路関係三法案の質疑は、次回以後の委員会において行うことにいたしたいと思います。

それから道路局長にお願いいたします。この三法案の条文は相当に新旧対照しなければならぬものが多いようでありまして、条文そのまゝに読んでなかなか理解ができかねるわけでありまして、そこで、今御説明になりましたのが大体わかりやすく御説明になったように思われますので、お読み上げになりましてものを刷り物にして委員の諸君にお配りを願いたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 承知いたしました。

○委員長(竹下豊次君) この際委員の異動について御報告いたします。本日松野鶴平君が委員を辞任され、その補欠として斎藤昇君が委員に選任されました。

以上御報告いたします。

○委員長(竹下豊次君) 次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めるの件を議題といたします。本件につきましては、先日の委員会

で建設大臣から提案理由の説明を聴取したものでありますが、さらに補足することがあれば、この際住宅局長から説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(植田俊雄君) 格別補足して申し上げる必要はないかと存じます。

○委員長(竹下登次君) これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○石井桂君 私は、公営住宅法第六条第三項の規定が三カ年計画を規定しておりますが、この法律ができたときは、まだ経済事情とか世間が安定しないというような事情があつて、永久な、何といひますか比較的長期の計画が立たないような事情にあつたから、こゝういふ法規ができたのではないかと想像しております。そこで最近、政府が経済五カ年計画とかさういふものを立てて、それに基いて住宅計画を進めておられるのであります。そうすると、この公営住宅法の三カ年計画という条文によつてされる計画と、それから経済五カ年計画という計画とは、もちろん合せて矛盾のないように計画をしておられると思いますが、そうすると、公営住宅法の三カ年計画というものは、何か改正の時期にきたものではなにか、こゝういふような気もいたします。そこで政府当局から、さういふふうなことは考えておるかおらないか、さういふ点をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの御意見もとてもござりますが、現行の公営住宅法に基きまして、三カ年計画ということになつておりますので、御承認を得ます。原案も三カ年計画

に相なつておる次第でございますが、先ほど御指摘がございましたように、この三カ年計画は、政府が全体として作つております経済五カ年計画とマッチしたものでありまして、この三カ年計画は経済計画の五年の中の三年分でありまして、それでは経済情勢の見通しもよくついた状況であるから、五カ年計画にしたらどうかという御意見かと存じます。この点につきましては、今後十分検討いたしますが、一方経済計画の方が五年ずつに区切つて進捗いたします状況になりますれば、当然さういふことになるべきかと存じておりますが、御承知の通り経済五カ年計画は、当初作り直した五カ年計画が一年余で改訂されました、新たに五カ年計画ができたという情勢でございます。さういつた経済計画が、どういふ形で今後五年ずつの区切りで安定して計画が作られるようになるかどうかという、こゝういふところも一つ見定める根拠になるかと存じますので、さういふ点も十分考究いたしまして、将来公営住宅法を改正するような際におきましては、検討を十分いたしたいと存じておる次第でございます。

○石井桂君 この経済全般についての五カ年計画も、見通しができて計画が樹立するのだと思ひます。従つてその一環である公営住宅計画なんというよりなものは、全体がもう五カ年計画ができるような時代には、五カ年計画が公営住宅関係でもできていいのじやないか、さういふ時代じやないかと思ひます。そこで今住宅局長からは、さういふような見通しはつきりするようない時代には、さうなるであらうというお答えですが、もうすでにその時期では

ないかと、こゝういふ趣旨のことを私は考えるものですから、さういふお考えはございますかどうかというところをお聞きしているわけでござります。もう一ぺん一つわかりやすいようにお答え願ひたい。

○政府委員(植田俊雄君) 政府全体として作つております経済計画が、昭和三十年の暮れに第一回の五カ年計画ができてまして、その五カ年計画が、三十二年の秋に、これがまた新しく五カ年計画と變つていくわけでござります。私の申しました趣旨は、五カ年計画が常に五カ年ごとに周期を経て安定して作られる、こゝういふ見通しが立ちますれば、その経済計画とマッチいたしまして、公営住宅の三カ年計画というものを、当然考えるべきだと存じておりますが、こゝうして経済計画の五カ年計画にマッチいたしまして、中途で、経済計画が變つていくことになりますと、そのたびにまた新しく御審議を願ひなければならぬ。こゝういふことになる關係上、二十七年から続けております公営住宅の三カ年計画は、ただいまのところは一応三カ年ずつの区切りにして参つたらどうか。こゝういふ趣旨におきまして、今国会にはこの改正案を出さなかつたわけでござります。先ほど申し上げましたように、経済計画がコンスタントに五年づつ区切つて成立するといふ情勢になりますれば、当然、この公営住宅三カ年計画も、五カ年計画という形に改正されるべきものと考えておるわけでござります。

○石井桂君 今の御答へからいふことはいいのですが、何か住宅局長のお話ですと、経済五カ年計画はちよい

ちよいと變る公算があつてあやふやである、むしろこちらの方がしつかりしているのだという印象を与えるわけですから、そこで政府の立てている経済五カ年計画なんといふものは、さういふふうにはひよひよ變るもののように僕には聞いたのですが、さういふ趣旨なんではしうか、御答へを。

○政府委員(植田俊雄君) 経済五カ年計画は變るべきではないと存じます。が、現実の姿におきましては、昭和三十年度に立てられました五カ年計画は、三十二年度に變つておるわけでござります。また私、経済企画庁にありますが、一部には経済計画といふものは、さう五カ年周りを固執するのではなくて、適當な時期に新しい経済情勢を立てていよいよいかにさういふ議論もあるわけでござります。その辺のところを十分見通しをつけて、公営住宅の計画も年度の区切りを新たに今後研究いたしたいと、こゝういふ趣旨で申し上げたわけでござります。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私から答へさせていただきます。どうもやはり私が聞いておりましたもびんと来ませんから申し上げます。(笑聲)
石井さんが御指摘になりましたように、これは本来、この際他の道路なりその他の計画と同様に、五カ年計画にすべきが私は妥協であつたと思ひます。ただし、今度の公営住宅の方は從來通り一応その三カ年計画といふことになつておりましたので、それを順奉したといふだけでございまして、これは政府の五カ年計画、長期計画なるものが、不安定なるがゆえに三年に区

切つたといふことではないのであります。これは明確に申し上げます。これは從來三カ年計画で続けてきたものであるから、ただその基準に従つてやつたといふことに御承知置き願ひたい。こゝうだと思ふ次第でございます。

○石井桂君 もう一つ、ただいまの御答へでまことに明快によくわかりました。が、しからばまあ近い将来、公営住宅法のこの条文を改正して、さうして五カ年計画を義務付けるように改正する御意思がござりますかどうか、その辺。

○國務大臣(根本龍太郎君) 今度の国会では間に合ひかねると思ひます。ので、公営住宅に關しまして、やはり他の計画と歩調を合はしてやるということが必要であらうと思ひます。これは大蔵省その他とも十分協議し、さらにはその基本となるべき政策の立案者である経済企画庁とも連繫の上、もしその間の調整ができましたれば、明年度におきまして改訂するといふことも、あり得ると思ひますが、今こゝで明確に断言いたしかれる次第でございます。

○石井桂君 その問題は了承いたしました。が、次に今回承認を求めております公営住宅十五万七千戸計画について、二、三お聞きしたいと存じます。が、公営住宅法が施行されてから第一期の計画は十八万戸でありました。が、御提出の資料によりますと、その実績は十二万四千二十というところで六九%でございます。第二次の三カ年計画は十五万五千戸でありまして、でき上つたのは十四万一千九百六十四戸、九二%の成績であります。従いまして

この一期、二期を比べますと、第二期の方は總体的に計画戸数が非常に少なかったけれども、実際の建設戸数は多くてパーセンテージも多かった、従って私は一期より二期の方がまじめに努力された結果か、あるいは第一期は少しは、はたたりが多かったかどちらかによるものかと思いますが、今回は二期よりも約三千戸ばかりふえているように感じます。われわれ住宅関係に非常に興味を持っている者の目からいいますれば、この公営住宅計画の戸数というものは、これでもなおかつ少ない。少くとも私は、もっともっと大きな数が計画されねばならぬ、ということを考えております。しかしどんな大きな計画戸数も途中で挫折して、百パーセントに至らないパーセンテージの実績を上げるようでは、意味がないのであります。今回の十五万七千戸というのは大体どういふ程度でこの数が出たか、その辺一つ御説明願いたいと思ひます。

○石井桂君 私には実は、最近の公営住宅の建設戸数が下回って毎年々々出てくることを、非常に遺憾であると思つた人間なんです。が、今回は少しでも上回りまして予算ができて、また三十九年計画ができたのでありますから、この点は御努力を多いたしますが、これは毎年、第三期の住宅計画で十五万七千戸を平均いたしますと、どうしても五戸以上公営住宅を建てねばこの計画は充足されないわけですね。ところが三十三年度はすでに四万七千戸でありまして、もう初年度からずれていっているわけですね。そうすると来年度、再来年度にこれを返すというところは、今のまでの経過を見ますと非常に困難だと思ひ、ことに建設行政の重点が一見、道路とか非常にものに移つたやうな今日では、非常に私は憂えるものなんです。そこで建設大臣にお見えになっておられますが、この住宅計画を完遂する熱意のほどが、従事に要らず持ち続けられるかどうか。私はほんとうにまじめに考えて心配しているわけですね。その点いかがですか。

○政府委員(植田俊雄君) 前回にも申し上げたかと思いますが、経済五カ年計画におきましては、政府施策住宅が百十萬ないし百二十萬、民間自力建設が百八十五萬といふことの決定に相なっております。この三十九年計画は五カ年計画の一部分でございますが、五カ年計画における政府施策住宅を総計約百二十萬戸と押えまして、そうして一定の伸びでそれに到達するわけでございますが、その一定の伸びに基きまして三十九年度の政府施策住宅の中におきまして、公営住宅が占めるべき割合を検討いたしました。その割合によつてこの十五万七千戸といふものを計算いたしましたわけでありませう。

○石井桂君 私には実は、最近の公営住宅の建設戸数が下回って毎年々々出てくることを、非常に遺憾であると思つた人間なんです。が、今回は少しでも上回りまして予算ができて、また三十九年計画ができたのでありますから、この点は御努力を多いたしますが、これは毎年、第三期の住宅計画で十五万七千戸を平均いたしますと、どうしても五戸以上公営住宅を建てねばこの計画は充足されないわけですね。ところが三十三年度はすでに四万七千戸でありまして、もう初年度からずれていっているわけですね。そうすると来年度、再来年度にこれを返すというところは、今のまでの経過を見ますと非常に困難だと思ひ、ことに建設行政の重点が一見、道路とか非常にものに移つたやうな今日では、非常に私は憂えるものなんです。そこで建設大臣にお見えになっておられますが、この住宅計画を完遂する熱意のほどが、従事に要らず持ち続けられるかどうか。私はほんとうにまじめに考えて心配しているわけですね。その点いかがですか。

○田中一君 今、石井委員が質問した問題は、社会党提議で私が出してあります法律案を、政府が守つてやれば完全に実施し得るものであります。私は、大臣が今、石井君の質問に対して御答弁がなかつたものだから、はなはだ残念に思つておつたのですが、根本さんも十分に、当参議院に提案されている社会党の公営住宅法の一部改正という法律案をお読みになりますと、この法律を実施するならば、石井さんが主張している、希望しているところの国民的な要望が満たされるということがおわかりになると思ひます。そういう前提から一つ時間がかかるかもしれませんが、事ここまに第三次五カ年計画の今日までのあり方、それからこの法律案は三十二年八月三十日に住宅審議会に付議し、そうしてその決定をみて、建設大臣は国会に提案され、付託されたものでありますから、どのくらいの建設大臣としてはその審議会の意見を織り込んであるかどうかといふ点も、究極には御答弁をいただけるはずだと思ひます。従つてこのことを言つていかぬかしらんけれども、植田局長に申し上げますが、言葉の御答弁は要りませんから實際と数字だけを簡潔に御答弁願ひたいと思ひます。

かしながら地方公共団体が、補助工事でありますから、自己の負担が大きいために返還したというものもある。あるいは国会の承認を受けたこの第一次三年計画の予算というものが、建設省の力不足としてそれだけの盛り込みができなかったという点にあるのか。第一期の一種、二期、第二期の一種、二期、これについてその数字とその理由について御説明を願いたいと思うのです。

○政府委員(橋田俊雄君) 一期、二期とも計画に比較いたしまして実績が相当下回りましたものもございますが、これはすべて予算の方の理由でございます。予算が計上にならなかったからこれだけ減つたのでございます。

○田中一君 今、石井委員が建設大臣に第三期の三年計画というものを質問したときに、あなたは、関係当局と十分に話し合つてこの問題は今度すべて、三度目の正直といふから、今度は必ず遂行するといふことをおっしゃつておられるけれども、その裏づけはどのようなものをもつておられるに示しになるか。もはや第一期も第二期も、予算の裏づけがないために、国会に約束した、国会に約束したといふことは、国民に約束した問題が、数字がでなかったといふこの実績から見ても、今、根本さんの御答弁といふものは、その意図はなかなか盛んであるのではありませんか。また国民はだまされるのではないかと考へておられます。また当然だまされようという考へ方を持つておられます。従つて、そういうこととはないといふことを、もう少し観念的な言葉じゃなくしてお示し願ひたいと思うのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申したことに尽きるのでございませうが、端的に申しまして、この三年計画を樹立するに当りまして、実は、事務当局においてもその他のいろいろの各方面から住宅政策に重点を入れろという意味において、この計画を少し大幅に延ばした方がよい、こういう意見があったことは事実でございます。しかし私が過去二回にわたる計画と実施の状況から見ても、これは単に計画だけ大きくするよりも、果して実現性がありやいなやという点に重点を置いて、これが検討をいたさねばならぬ。その結果、第二期の大体の実績から見まして、十五万七千戸程度なら、これは先ほど住宅局長から御説明ございましたとくに、経済の成長率並びに将来の財政の、一応の概算的検討からすれば、これだけの投資は決して不可能ではないといふ、政治的判断を私がいたしたといふことが一つ。

それからまた従来は、住宅政策については、当委員会においてもしばしば御指摘ありましたとくに、数に重点を入れておきまして、公営住宅について必ずしも重点施行がされたとは思われません。そこで本件、三十三年度予算編成に当りまして、私は明確に、公営住宅を重点に施行すべきである、しかもそのうち二種を重点に施行すべきであるといふことで、大蔵省とも相当これは論争いたしました。それが全部ではなかったけれども、一部私の主張が入れたという意味において、公営住宅を重点に施行するといふ、大蔵省事務当局においても納得せしめたといふ気持を、私はいたしております。それからもう一つは第三点におきま

しては、これをいよいよ閣議決定するときに当りまして、念を押しておきます、私は、特に大蔵大臣に対しては、従来この計画というものが、予算の裏づけが十分にできないために、非常にこれが遺憾な点が多いと、従つてこれは単なるペーパー・プランであつてはならない。その意味におきまして、私の方ではいゆるサバを讀んだ計画は立てていない。本年はやむを得ないけれども、この計画はぜひ実現するように協力してほしいという意味の申し入れをいたしました。で大蔵大臣ももとより閣議決定する以上は、その趣旨に従つていたし、もう、こういうことで実は閣議決定まで持つていったわけでございます。閣議決定に當つても何らその点については異議の申し立てがありませんので、私は政治的判断として、関係各省も十分に責任をもつて協力していただけたら、かように信じて先ほど申し上げたような答弁を申し上げた次第でございます。

○田中一君 ここで押し問答をしたのでは見解の相違になりますからいたしませんけれども、経済の伸び六割見込んでおられるというようなことは、これはナンセンスなんです。こんなことはきよの新聞を見てもわかる通り、通産省は全国的な国内の状態を見て、何ら好転する徴候が見えぬということを発表しております。ことにただ公営住宅だけを上げて云々するのは、住宅政策の全部の問題の焦点とはならないのでありますけれども、少くとも口を開けばあなたは低家賃政策をとりたいたのだと、低収入層に対する政策を立てたのだといふことを言つておられます。現在現存するところの住宅政策の

中で、一種も二種ともに低収入層に対する住宅政策なんですよ。これを公営住宅といふのです。公営住宅とかその他の住宅、ことに民間出資によるもの住宅なんというものを計算に入れるなどということは、これはナンセンスなんです。政策としてやられるものは、どこまでも公営住宅でなければならぬのです。それが今までも、歴代の建設大臣の政治力と申しますか、鳩山内閣以来ですよ、あなたは当面の大番頭として、十分にわかつていることなんです。公営住宅とか住宅金融公庫の融資というものが多少減つても、やはり公営住宅に重点を置くところの政策がなされなければ、住宅政策ではないのです。

そういう意味において、あと見解の相違になりますから、あなたに言いませんが、今のようない見通しでは、これは何れも住宅問題ばかりじゃございせん、他の問題にいたしまして、あまり甘いお考えを持ったのでは、私はこの三年計画すら、やはり予算の裏づけがないために、完遂できないであらうといふことを憂うものなんです。同時にまたあなたの政治的責任を問ひたいと思ふ。もう六年間だまされつて参つておられますから、国民が期待しないといふことです。そこでこの三年計画の中に盛り上つておられる数字、それからこの要求された要素、盛り上つたところの要素といふものは、そのうち昨年の引揚者問題に対して、引揚者に対する交付金のことに關しまして、引揚者を中心とするところの低家賃住宅を供給するというところを、閣議決定をしております。これは五カ年に二万戸という

ものを約束しております。この中には二種の中に四千戸といふものが入つておられるのか、もしも入つておられるなら、はつきりと二種、二種のうち、二種の四千戸といふものは、これは昨年の閣議決定によつて、引揚者に優先入居させるのだという意思表示がなければ、これはまた国民をだますものなんだ。閣議決定などというものは、そうやすやすとすべきものではない。法律で示されたか、あるいは国会で承認したものと同等の、自民党政府の政治的責任が一番重大なんです。国会で承認した場合にわれわれも同罪であります。われわれが賛成した以上同じものがあります。ことにまた国会議員としては反対しようとも、これはまた民主主義のルールによつて同罪でございますが、閣議決定は国民のある層に期待を持たせ、それがこの三年計画に計上されておらぬといふことは、これは自民党の大きな責任です。その点につきましてはどういふ御理解を持つておられるか。

それから本国会になりましたからこの委員会におきまして、厚生省の援護局長に来てもらつて、その説明を聞いておられますけれども、大体それに見合ふといふものは、一千戸程度のものが入つておられるのだといふことを建設省が言つておられる。自分の方では住宅供給の一元化を考えておられます。従つて建設省の手によつて、昨年閣議決定しましたところの、引揚者団体に對する供給住宅五カ年計画二万戸といふものは、織り込んであるはずでございます。しかし自分の理解しているところでは、一千戸程度がそれではないかと存じます。

ればならないとは考えておりません、従来の経緯からいたしまして。

そこで今田中さんが御指摘になりましたのは、それはもちろんそうであらうけれども、しかし閣議決定というか、閣議においてさような努力をするというのを申し合せた事項が、この中に当然含まれておるといふ解釈であるならば、その点を明確にすべきである、こういう御意見だと思ひます。従いまして、これについては当委員会等においてその点を明らかにすることにしよう、その目的が達成するまではなからうかと思ひますが、この承認を求めるに当りまして、一々第一種、第二種のうち、それは何を対象にするかというのを従来やっておりませんので、従来の例によりまして、全体としてのこれは公営住宅計画を策定いたしました、御承認を求める手続をとった次第でございます。

○田中一君 公営住宅法には第二種住宅がそれに該当するとするならば、むしろ特別にだれそれに入居させようとは明記しておりませんが、それならば、なぜ昨年の四万戸というものは五カ年計画で供給するという決定をしたのですか。そうすると、この三カ年公営住宅の中には含まれておらずという立場に立たざるを得ないのです。閣議決定をして、引揚者に対して優先的に五カ年の間に二万戸の住宅を供給するということを、国民のある層に約束したということになるならば、それは当然第三次三カ年計画に含まれておらないという前提をとらなければならぬと思ひます。なぜそういう約束をしたのですか。特別に引揚者に対して二万戸の住宅を供給するという約束をなぜできる

のですか。それが公営住宅であるならば、そういうことは違法であります。公営住宅には含まれてあつてはいかぬものです。そういう閣議決定をしたならば、別途に引揚者に対する住宅供給の五カ年計画を立つべきであります。

○国務大臣(根本龍太郎君) 私は田中さんの御意見がどうもはつきりいたしません。と申しますのは、これは、引揚者住宅といふものを、公営住宅とは別個に作つて供給する、ということをして閣議決定してないのであります。すなわち、引揚者に対して五カ年間に三万戸の住宅を確保することを努力すると、こういう閣議決定をさうでございまして、従ひまして、現在の政府並びに自治体のあり方からしますれば、これは公営住宅として作つたものを、優先的に引揚者に引き当てるというところによつて、その目的が達成されるということになるではないかと思ひます。ただ、今田中さんが言われておられるのは、それは全体のワクとしての公営住宅が非常に少いときに、そういうふうな引揚者に対して五カ年間に三万戸供給するところならば、一般の引揚者にあつたところの住宅不足の人々に対する割当が小さいから、むしろそれならばもう少し計画を大きくすべきではないか。こういうふうな御議論になるではないかと思ひますが、政府といたしましては、全体を含めて先ほど御説明申し上げましたように五カ年間に十五万七千戸、この中で五カ年間に二万戸のうちの三カ年分だけで吸収するようにいたしたい、かように考えておる次第であります。

○田中一君 言葉でござましてはいけません。年次々々第二種公営住宅といふものは、過去二期の六カ年間に於いて、低額所得者に対しては供給してあります。従つて、あえて閣議決定をして、引揚者に二万戸というものを五カ年計画で供給するという決定をすべきでないのです。しないでもよろしいのです。何もする必要がございません、公営住宅の計画がございましてその中に含んで、抽せんか何か知らぬけれども、どうか申し込んでいただきたい、そのワク内で取つていただきたいと言へば済むのです。少くとも閣議で特別に引揚者に対して五カ年間に三万戸の供給を約束したことは、この三カ年計画のプラス・アルファという形で盛り込まれてこそ、百万世帯といわれておるところの引揚者に対するところの公約を履行することなんです。あなたは言葉でいろいろ言つていらつしやるけれども、そんなことは第三者に聞けばわかります。第二種住宅といふものが、もしもこの法律にありますが、第一種住宅の家賃を払えない低額所得者がいるならば、これに供給するのだ、この法律には書いてあるのです。従つて、もしやういふものがあるならば、あえて引揚者のみならず、この法律の明文に明らかなる通りの国民層が二種住宅に入るものであります。特別に閣議決定をして、引揚者に対して五カ年計画で二万戸供給するということは、この三カ年計画にプラス・アルファという形で、引揚者に対して供給すべきものである、といふことを載せなければ、昨年の閣議決定といふものは、あの大ぜいの圧力団体、いふことを新聞で書いたところもありましたけれども、あそこ

からの要求をなだめるための手段に使つた、といふことを言われても何とも抗弁のしようがないと思ひます。従つて、私は今の建設大臣の答弁では不満足です。もしもかりに他の予算上の関連から見て、とうてい、昨年閣議決定して引揚者団体に約束したけれども、それが不可能であるから、せめてその分として一千戸程度のものを盛り上げたのだといふならば、提案理由の説明に明らかにして、この内容にはかくかくのものが含まれておるのだ、ということをお明らかにすべきが当然であります。それを特定入居といふものは認めないのだからそれに含まれておると、さういふ了解をしてくれといふならば、なぜ昨年の閣議決定をなすつたかといふことを追及せざるを得ないのであります。言葉をもつてごまかす必要はございません。むしろごまかすのではない、見解の相違だとおつしやるかもしれませんけれども、私がこんな大きな声を出してゐる言われないでも、そこで聞いていらつしやる方はみんなわかつております。これに含まれるものならば何も閣議決定する必要はない。そうして引揚者のうちの本年度は千五百世帯といふものがこれを求めてゐるというならば、われわれは数字を的確に持つておりませんから多少の懸念はございましてけれども、明確に一千戸を本年度供給するのだというならば、一応それはそれでよろしいと思ひますけれども、自民党の責任として閣議決定したものであるから、その場合には提案理由の説明にはつきり明記すべきだと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうもこれは見解の相違になりそうなので、私は非常に残念でございしますが、それは閣議決定において五カ年間に二万戸を提供するといふことは、優先的に公営住宅のうちから配分するといふ意図において私はなされたと思ひます。もしやうでなく、公営住宅法に規定するものと違つて、別途に引揚者住宅を作つてやろうとするならば、それに対する法的なり、あるいは行政的な措置が当然伴ふべきものと存するのであります。この意味におきまして私は、田中さんが特に引揚者の非常に困窮している事実を御同僚しておる点については、敬意を表しますが、ただいま申し上げたように、公営住宅の問題とは別途に、引揚者住宅といふ、母子寮とかあるいはさういふものと同じようなカテゴリーにおいて決定したものでない、かように私は解釈してゐるのでございまして、その意味において残念ながら見解の相違になるのではないかと思ひます。

○田中一君 閣議決定になつた文書を当委員会に資料として直ちに配付してもらいたい。そうして当時の閣僚のうち、石田君だつたな、かつての官房長官、今の労働大臣に來ていただきたい。委員長それを要求します。当時の官房長官石田博英君と、当時の厚生大臣、現在の厚生大臣、それから当時の建設大臣出席してその問題を明らかにしていただきたい。そうして建設大臣が責任を持つて閣議決定の文書といふものを資料としてお出し願ひませんか。

○国務大臣(根本龍太郎君) さういふ手配いたします。

○委員長(竹下登次君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員長（竹下豊次君）速記を始めて下さい。

○田中一君 三十三年二月四日に住宅
対策審議会が建設大臣に対して答申
書を出したのは御承知でいらつしや
いますわ。そうしますと、これを一つ大
臣に説めというとはなはだ申し訳ない
から、住宅局長でいいから読んで下
さい。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまのお話のございました、三十三年二月四日に住宅対策審議会長石川さんから建設大臣あてに参りました答申書を朗読いたします。

昭和三十三年八月三十日日本審議會
に対して貴職より諮問された公営住
宅法第六條に基く第三期公營住宅建
設三箇年計画については、審議の結
果、別紙のとおり本審議會の意見を
決定したので答申する。

貴職においては、本審議会の意見を十分尊重して、本計画の達成に万全の努力を致されると共に、最近における地価騰貴による宅地の取得難の現況に鑑み、宅地の高度利用と市街地の不燃化を促進するため、公営住宅建設に際しては、その高層化につき、特に留意されるよう要望する。

次に別紙といたしまして公営住宅建設三カ年計画に關する意見というのがございますが、この内容は政府から承認を求めている戸数と同様でございますから、朗読を省略いたします。

○田中一君　そこで今回の三十三年度から初年度とするところの三カ年計画の中に、この審議会の答申が、どの部分がどれほどまで尊重されておるかという点を伺いたい。「最近における地

価値観による宅地の取得難の現況に鑑み、宅地の高度利用と市街地の不燃化を促進するため、公営住宅建設に際しては、その高層化につき、特に留意されるよう要望する。従つてまず第一にこの三カ年計画の内容は不燃化、これは御承知のように木造以外の部分を指しておるものと理解しておりますが、その不燃化の率というものをまず最初に伺いたいと思います。

○政府委員(植田俊雄君) 不燃化の率は、不燃住宅の戸数と全体の住宅戸数とのパーセンテージでございますが、不燃率は昭和三十二年度が四九・三％でございましたが、三十三年度につきましては五〇・四％になっております。これは公営住宅でございます。なお参考のため公庫住宅、公団住宅について申し上げますと……

○田中一君 そろそろことは何つてお

りません。第一種住宅が何％、第二種住宅が何％と詳細に報告して下さい。ことにこうしたような資料は、この本案件の審議に当つては当然に資料として出すべきなのです。従つて審議会の答申というものは尊重してないので、政府は。

○政府委員(楠田俊雄君) 三十三年度におきます一種公営住宅の不燃率は五七・五%、二種公営住宅の不燃率は四五・二%でございます。

○田中一君 三カ年の計画ですから、三カ年の計画を全部出して下さい。

○政府委員(植田俊雄君) 三カ年計画

につきましては、まだ決定いたしておりません。従いまして、この審議会の答申につきました付帯的な要望に沿いまして、今後この率を高めることに努力をいたしたいと思っております。

○田中一君　われわれは三カ年計画の承認を求められておるのです。従つて三カ年計画がちゃんと樹立してなければ、これは審議の対象になりません。ことに審議会からはこのように尊重するよにという意思表示が出ております。それでは、建設大臣はこの要領事項に対して、それを尊重しようというお考えがあるのですか、ないのですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。もとより尊重するといふ前提に立つて御承認を求めているのであります。が、今住宅局長から御説明申し上げたことについて御納得いかないようでありますから、考え方について、私が補足説明ということになりましようか、まあこういうことになりかと思ひます。おそろくこれは、戸数の問題がはつきり出まして、不燃

率、高層化、この問題は要するに予算に最も関係がある、拘束される事項でございしますが、これについて実は、この三カ年計画がいわゆる経費の伴った、従つて不燃率何％ということをや次別にお示し申し上げることは困難であらうと存じます。もしそういう予算的裏づけなくしてこれをやったとすれば、またこれこそ画餅に帰しておしかりを受けるという意味において、本年、三十三年度分についてのみ住宅局長が不燃率、高層化の率を申し上げたということにならうと思ひまして、従ひましてこれは尊重するという立場において、二年度、三年度におきましては、できるだけそれが充足し得る予算措置を講ずべきである、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 御答弁不満です。もしもこの住宅審議会の答申を尊重しようとするならば、本年度は予算の裏づけがかくかくでできて、こういうパーセンテージの計画を持っております、三十四年度、三十五年度はこのように考えております、しかしながら、これまた予算の許す範囲内でこの計画を立てようと思ひますという答弁をせられるのが、歴代の大臣の答弁です。いいですが、少くとも三カ年計画というものを諮問する以上、原案というものはなくちゃならぬのです。三カ年計画はなくちゃならぬのです。そしてそれも今言う通り、もし、しいて言うならば、次年度分の三十四年度分、三十五年度分の計画はこれこれ持っておりますけれども、これもすべて国会の御承認を経なければなりませんから、こういう計画は建設大臣として持つておりますけれども、これはどう変更されるかは

期し得られませんが、という答弁が正しい。答弁でしよう。予算の裏づけのないものは考えがちならぬということはないと思います。十分に考えなさい。そうして建設省はかくかくの規模をもってこういう案を四年度も五年度も、二年度も三年度も立てたいならば、われわれ当委員会は都市の不燃化なり、これらの答申の内容はことごとく私は賛成です。おそらく同僚諸君も賛成であろうから、あなたの意図に対して十分なるバックアップができます。あなたは岸内閣においても相当鼻づらの強い大臣なので、何もそんな大蔵大臣なかに遠慮して、当然持つべき三カ年計画を事務当局に命じて作ってないかなんていうことはあり得ないと思う。おのずから数字が出てくるわけです。こ

ういう点は今の御答弁不満です。今までのあなたの政治的な力というものをあまり御謙遜なさらないでいただきたい。私はそういう答弁は不満ですから、おそらく原案として事務当局が何か持っているはずでありますから、それを一つ明らかにしていただきたい。もしないならば当然持たなければならぬのです。持たなければ、この三ヶ年計画の承認案件というものは、われわれに提示されなければずす。当然これはあるのでありますから、だからあゝあゝたが言っている通り、第一期、第二期、ともに完遂してないのです。予算の叩きけがないから完遂できなかったのでしょうか。こういう事態が明らかにあるのですから、大臣の持っている計画をちゃんと明示して下さい。当然それは義務でありますから、きょう間に合致しなければ次の委員会までに出していただきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君)　だいたい
ついいおしかりを受けましたが、御承知
のようにこの総体の計画を立てま
して、その計画の御承認を求めている
だけであります。従来年次別計画を三年
計画として、そのうちの年次別の、
かもそれに対する不燃化、あるいは草
屑化の比率を出して求めておつたとは
私はまだ聞いておりません。もしこれ
をやるとしますれば、(「そういう二
百代言やめろよ」と呼ぶ者あり)いや
三百代言ではございません。もしそん
だとすれば、これは御承知のように、
継続費とかあるいは特別会計等にして
出さなければ、これは予算を拘束する
という議論が出て参るのでございま
す。従いまして、これは一応の計画で
ございしますので、田中さんのおしかり

りがございまして、私が建設大臣だけの構想を述べて国会の承認を求めるといふことは、これは僭越しごくのことになるだらうと思ひます。これは田中さんが御要請になりました。私が今直ちに明日にでも出すという性質のものではなからうかと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 速記をとめて……。

○委員長(竹下登次君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下登次君) 速記始めて。

○國務大臣(根本龍太郎君) 公営住宅三カ年計画の承認を求めに當りまして、審議会の意見を尊重し、今後このために最善の努力を尽すことは当然でございまして、その趣旨に沿つてしからば次年度、三十四年度以降どういふふうな内容にするかについては、これは政府としてはまだ決定しておりませんが、しかし事務当局試案として考へてゐるものがありますれば、それは参考のために申し上げるようになさうと存じます。

○田中一君 それは文書で一つお出し願ひたいと思ひます。

そこで次に伺ひたいことは、この客中案にあるように、宅地の高度利用とその高層化といふことをうたつておりますが、三十三年度の計画の中には高層率といふものをどのくらい考へておるか。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの高層率でございまして、第一種公営住宅におきまして中高層率は一七％、第二種におきましては四・一％でござい

○田中一君 高層率の定義はどういう

程度になっておりますか。

○政府委員(植田俊雄君) 私ども事務的には中高層率と申しておるわけでございますが、三階以上の建築物の中の住宅戸数を全体の住宅戸数で割つたものでございまして。

○田中一君 そこで最後に伺ひたいのは、最近における地価の高騰による宅地の取得難といふことを訴えておりますから、地価を高騰させない施策といふことが今日の住宅問題解決の一番の問題点になっておるのです。従つて地価を高騰させないためにはどういふ施策をとつておるか。

○政府委員(植田俊雄君) 地価につきましては現在のところこれを法規的に統制はいたしておりませんが、また統制することは現在の経済情勢におきましては困難なことでもございまして、従つて、土地の入手を事業主体が的確にやるといふことに尽きるか存するわけにございまして、そういう方法で努力いたしておるわけにござい

○田中一君 では策がないとおっしゃるのです。現在の経済情勢からはそういうものが困難だといふことを言つてゐるのです。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの住宅用地の地価の問題につきましては、戦災直後から各種の研究が行われたのでございまして、ただいままでの確な方策がつかまれていないのでござい

○田中一君 理その他の方法で宅地を造成する道はございまして。市街地の中の宅地の地価の騰貴を防止する直接的な方策といふものは、今のところまだ私どもの確な方策をもつておりませんといふことで申し上げたわけですが。

○田中一君 私は都市中心に考へても、農地やあるいは宅地に見合ふような山等を宅地造成してやるといふことは、これは同じように地価の値上りを目的にするといふことに尽きるので

○田中一君 それは一面の方法を示しておられます。それは埋地帯とかあるいは海面埋め立て、水面埋め立てをしてこれをやるのだといふ、公団あるいは住宅金融公庫にやらせておられます。これは地価を押し上げるための一つの施策なんです。あなた方はこれを、やはり地価を押し上げるための施策でないかと考へておられるのは、何かそこらにうまいがあるのかどうか知らぬけれども、そのうまいとは何ですか。私は水面埋め立てすれば多少とも地価が上らないという方向に進むのだらうと思つておるのです。けれども住宅局長はそれを言わずして、そして郊外の土地を宅地化するということは、これは新しい宅地を求めると同時に、その隣接の土地といふものは全部値上りするといふ前例を出すのです。国が全部の近接しておる何百万坪という土地を買つてしまふなら別ですが、すなわちいたずらに宅地を造成することによつてその隣接の土地は、道路にいたしましても水道にいたしましてもあらゆる面において利益を受ける。そのため直ちに地価が高まるということなんです。そういう政策は逆な政策で

す。これは自民党さんとしてはそういう

うような政策をおもちになるかもしれませんが、私どもはそういうものは宅地が安くなるための政策とは考へておりません。かえつて宅地の地価が上がるという見方をもつております。ことに昨年、今年もやつておりますが、水面埋め立てによつて使わなかつた土地を造成するといふことは、排土その他によつて造成するといふことは、これは宅地の値上りを押えるといふことにもなるうかと思ひますが、今の住宅局長の御意見が政府委員の御答弁であるならば、まことに粗末な答弁でありまして、宅地の値上りを押えるといふことは少しも考へておらぬといふように理解しなければならぬですが、その点は建設大臣はどう考へておられますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 住宅局長の答弁はもう少し抜けておつたのじゃなからうかと思ひます。いろいろのは、質問の要旨の理解の仕方が必ずしも十全でなかつたと思ひます。現在の都市における地価を何とか下げる方法はないかといふようにどうも聞いたようであります。それで、これは経済の現象であつて、現在法律をもつて私有財産を、特に土地の値段を下げる、といふような措置はできないといふやうなとり方をしたので、おしかりを受けたことと思ひますが、全体として宅地を安く入手する方法はどうかといへば、もつとびんとわかつたでせうが、そのとり方が誤まつたのだらうと思ひます。

御指摘の通り政府といたしましては、まあ国有財産のうち宅地として転換すべきものは、できるだけこれを宅地として転換するといふやうな方法、あるいはまた御指摘のように海面ある

いは水面の埋め立てによつて土地を造成し、かつこれによつて他の地価の高騰することを誘発することなくしてやらせるという方法、これは的確な方法として今日までつておるわけであり

ます。また地方自治体が公営住宅の敷地獲得のために、政府も補助あるいはまたこれに対する援助をしておる。こ

いる国務大臣なんですから、少くとも政府が政府機関の金をもって建築する場合、特定なる立地条件があるものとは別であります。住宅とか庁舎等は土地を買わないということ。土地ををを買わない、また持っている土地を売るなということもこれは愚の骨頂です。これも土地を高くする政策の一つなんです。官有地を売るなということとは、これが安く売るなら別ですが、特別会計を作ってそうして時価で売ろうというのです。これは全く資本主義の最も悪い面を現わしている法律なんです、われわれもすいぶん反対しましたが、これは少数で敗れましたけれど、国が持っている土地を売ることすら全くいけないことです。旧憲法時代からの遺産としての国有財産がたくさんあります。それを時価で売る特別会計を作ったりすることはいいけない。

資金をもつてやる建築物が多いということなんです。こういう点は今さら間に合いませんけれども、根本さんは非常に理解があると私は思いますし、ここにあなたは東京におられない、大曲にいらしてああいう農村地帯は別ですけども、これはすべての投機の対象というものは今土地です。それをまさか地主や電鉄会社から自民党に奪な金がかくるとは信じませんけれども、そういうような色目をもつて見ようとする者も国民の中におるということを知っていたら、本もとのあなたがそういう点についての十分な監視を閣内においてもいたしていただきたい、それだけ申し上げて私の質問をやめます。

○石井桂君　住宅三カ年計画に直接関係するわけじゃありませんけれども、住宅三カ年計画を確実に遂行するためには、前回も問題になったそうであり

ここで公営住宅に関する限り、あの法文を一時改正する意思が、おありになるかどうか、多分この前もおやりになったろうと思うのですが、少くとも建設当局におありになるかどうか、あれば非常につくろうだと思うのですが、建設御当局の御意見を承わりたいと思います。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの公営住宅の交付金の問題でございますが、現実には都道府県営の公営住宅につきまして、交付金を所在地の市町村に支払っております。その財源といったしまして、地方交付税の不交付団体はもらっておりませんけれども、交付を受けておる都道府県は特別交付税の交付を受けておるわけでございます。この法律は成立いたしましたからすでに二年たつておるわけでございます。参議院の付帯決議によりまして、三十一

年度、三十二年度はこれを入居者の家賃に転嫁しないような行政措置を講じてきたわけであります。三年となりまして、事務当局の語としては、これは法律に明示された通りにこれをかけるべきではないか、かけるべきということは、これを特別交付税でめんどろをみないで、入居者の家賃に付加すべきじゃないかという一部の事務当局の意見もございまして。その点につきまして事務当局間におきまして打ち合せていたしまして、先般新聞でも拝見いたしました。地方自治庁といたしましては、来年度も相当の特別交付税を予定されておりますので、従いまして既存の住宅につきましては、この交付金に見合ふ家賃の値上げはやらなくても済むのではないかと考えております。ただ前回にも一応地方自治庁の税務局長も参りまして、若干私どもの意見の食い違いがあったわけでございます。新規の住宅についてどうするかという問題があるわけでありまして。この点につきましても私も目下自治庁と折衝いたしておりますので、できるだけ早い機会にこの結論を得たいと存じております。

固定資産税の法律と若干違いまして、前年の三月三十一日、例で申し上げますと、三十三年の四月一日から交付税交付金を振りようになりますのは三十二年の三月三十一日現地の住宅でございまして。その点が、固定資産税も一月一日と四月一日の差はございましてけれども、確認時期において若干のズレがございまして、最後はもしかけるということになりますと、若干めんどろな調整問題があるかと存じております。ただいまのところ、私も全部交付金は家賃に付加してはいけないう意見で、自治庁がそれに反対している、こういうふうに私が申し上げたつもりはないのでございまして。建設省の意見はどうか、自治庁の意見はどうか、こういうこととじゃなくて、自治庁と建設省につきましては、もつと検討しなければならぬ問題がある。従いまして、いずれは政府として意見の一致する問題でございまして、今論争しているという問題でございまして、何とかこれは、立場が違いますから若干の意見の食い違いもあるかと思ひますけれども、何とか妥結点を求めたいと思つて努力しているという状況であることを御了承願ひたいと思ひます。

今週は神奈川県からお見えになった。もし新規に建てるものに固定資産税分だけ家賃が高くなるような結果になれば、われわれはやむを得ないから一つ、むしろ旗を立てて押しかけるを得ないのだといつて歸つていかれるのです。その姿はほんとうに私は正しいと思ひます。ですから少くとも住宅難を痛感して、住宅を供給しようとしている主管省である建設省は、まあ論争するしないはどちらでもいいです。争うという結果にならないように万全なる御努力をしていただきたいのです。少くともこの前よりは大阪省の主計官がみえられたときにも、今住宅問題はどうのくらしい解決せられていっているかという認識からお聞きしましたけれども、よく御承知の通りであります。費用あるいは予算がふんとかかるとか、それではつきりしなかつたように私は承わつたのです。実際に住宅問題はまだまだ解決の緒に入つたばかりのところでありまして。ここで手をゆるめてしまふは非常に困ると思ひます。住宅はお米と同じように、家賃がふると上がると同じことでも、公営住宅が上れば公庫住宅、公団住宅も上がる、民間の家賃も上がるというので、物価が上がる素因になると思ひ、連鎖反応でそういうふうにならざるを得ないと思ひます。お米の値上りと全く同じだと思ひます。そういう重大な要素になるのですから、もうあなたも主管局長として十分御存じなんだから、こんなことを言う必要はないと思ひますが、何も自治庁に妥協する必要は私はないと思ひます。お仕事にうんと邁進して没頭していただきたい。こういうことを考えるのですが、これについて、幸

い賢明な建設大臣が見えておりますから、一つ大臣から御決心のほどをお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋田俊雄君) 大臣からいづれ御意見の御発表があるかと存じますが、事務的に一回お答え申し上げます。納付金、交付金法におきましては、法律それ自体を讀んでみまう場合におきまして、交付金を事業主体が払ふ事柄になれば、それは他の法令の規定にかかわらず家賃を上げてよろしい、こういう趣旨の規定が入つておるわけでございます。法律でございまして、自治庁の行政措置でございまして、二年間緩和してございまして、状況でございまして。私どもはこれは三十二年度におきまして、なかなかの問題でございまして、三十二年度で最終的な結論はつきませぬので、三十二年度だけは一応転嫁しないというところでけりをつけまして、問題は三十三年度に譲つたような状況でございまして。三十三年度になりますと、あの法律そのものの経過的な運用でございます。繰りかへし申し上げて、もう経過的な期間が過ぎたやうな感じを自治庁としては持たざるを得ない形勢でございまして。私自身も関係の課長もしばしば自治庁に申し入れをしまして、何とか家賃の値上げを来年度努力をしておる状況でございまして。

○国務大臣(根本龍太郎君) 石井さんが述べられた点は、十分その趣旨に沿ひまして努力いたしたいと考えております。

○小酒井義男君 だいぶん専門的な質問がなされたので、しろうとのやうな質問なんです、一点をお尋ねしたいのですが、都市を歩きますとずいぶん宅地の未利用の所が見当るのです。ああいうのを御調査になつたことがございましてよろいか。

○政府委員(橋田俊雄君) 最近の調査といたしましては、個々に土地台帳に基づいてがっちり所有者から利用関係まで調べた調査があるかどうかにつきましては、私たいま明確ではございませぬけれども、しかし東京都内たとえば環状線の内側とか、あるいは東京都の区部の中におきまして、そういう未利用の土地がどの程度あるかということにつきましては、大ざつぱでございまして調査したものは持つております。そういうものに基きまして今後東京において住宅を四、五十万戸は当然建てなければなりません、それをどういうふうに活用するかということにつきましては、私も研究いたしております。そういう状況でござい

○小酒井義男君 建設大臣、実は地方へいくとこういう声を聞くのです。住宅がなく困つておる、宅地を買おうと思つても、とにかく金を持つていない人が宅地を買つておつてそれを売らない、結局持つておれば自然値上りをするから売らないのだ、だから困つておつても家が建たない、こういう実情だから、何かことをたとえば一年かあるいは六カ月の間にその土地が利用せられるということがあれば、これはやむを得んが、これから先一年も二年もそれを利用するといふ計画が何もない土地は、やはり適正な評価価格、こういうもので買えるような方法が講ぜられないだらうか、という切実な声を聞くのですが、こういう点について、田

中委員の先ほどの最後の質問がそれと同じようなものだと思うのですが、そういうことで建設省として具体的なことを御検討になったことがあるでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは小酒井さん御承知のように、重大な制約を法律をもってやるかどうかということになるだろうと思います。首都圏整備その他については、一定の価格、今の緑地帯とか何か問題になっておりますが、こういうことについて一つの制限をやらうとすることさえ問題になつてきまして、まして所有権を、現在あなたが使っていないから、これは期間中に宅地あるいはその他に現実に活用するところの計画がなければ、政府に一定の値段で売れとか、あるいはまた他人に転売せよということを経済法上規定することじやないかと思われますし、しからば行政措置としてそういうふうなことをやり得るかということも、これは非常にむずかしい問題だと思つて、先ほど田中さんが言われたように法律的規制じやなくて、現実の措置として、むしろそういう土地を持つてい

○委員長(竹下豊次君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(竹下豊次君) 速記始めて下さい。

本件につきましてはなお御質問がありだろふと思ひますが、本日質疑はこれにてとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局